

セキ株式会社定款

改訂履歴

昭 和	2 4.	3. 2 9	認証
	2 4.	3. 3 1	登記
	2 5.	4. 3 0	改訂
	2 7.	5. 2 5	〃
	2 7.	8. 1	〃
	3 8.	5. 1	〃
	3 8.	9. 1 2	〃
	4 3.	5. 2 7	〃
	4 5.	5. 2 7	〃
	4 8.	5. 2 5	〃
	4 8.	1 0. 1 1	〃
	5 0.	5. 2 8	〃
	6 0.	6. 7	〃
	6 1.	4. 1	〃
平 成	1.	1. 2 4	〃
	6.	5. 3 0	〃
	7.	1 2. 1 6	〃
	8.	2. 2 8	〃
	9.	6. 2 4	〃
	1 0.	3. 1 4	〃
	1 0.	6. 2 3	〃
	1 1.	1. 1	〃 (10.6.23 付附則削除)
	1 2.	6. 2 8	〃
	1 3.	6. 2 7	〃
	1 3.	8. 1	〃 (13.6.27 付附則削除)
	1 4.	6. 2 6	〃
	1 5.	6. 2 6	〃
	1 6.	6. 2 4	〃
	1 7.	6. 2 3	〃
	1 8.	6. 2 2	〃
	2 0.	6. 1 9	〃
	2 1.	6. 1 8	〃
	2 9.	6. 8	〃
	3 0.	6. 1 4	〃
令 和	4.	6. 1 6	〃
	5.	6. 1 5	〃

セキ株式会社

目 次

頁

第 1 章	総 則	1
	第 1 条 (商号)	1
	第 2 条 (目的)	1
	第 3 条 (本店の所在地)	1
	第 4 条 (機関の設置)	1
	第 5 条 (公告方法)	1
第 2 章	株 式	1
	第 6 条 (発行可能株式総数)	1
	第 7 条 (単元株式数)	1
	第 8 条 (株式取扱規程)	2
	第 9 条 (株主名簿管理人)	2
第 3 章	株 主 総 会	2
	第 1 0 条 (基準日)	2
	第 1 1 条 (招集の時期)	2
	第 1 2 条 (招集権者及び議長)	2
	第 1 3 条 (決議要件)	2
	第 1 4 条 (電子提供措置等)	2
	第 1 5 条 (議決権の代理行使)	2
第 4 章	取締役及び取締役会	2
	第 1 6 条 (員数)	2
	第 1 7 条 (選任)	2
	第 1 8 条 (任期)	3
	第 1 9 条 (代表取締役及び役付取締役)	3
	第 2 0 条 (取締役会)	3
第 5 章	監査役及び監査役会	3
	第 2 1 条 (員数)	3
	第 2 2 条 (選任)	3
	第 2 3 条 (任期)	3
	第 2 4 条 (常勤の監査役)	3
	第 2 5 条 (監査役会)	3
第 6 章	計 算	3
	第 2 6 条 (事業年度)	3
	第 2 7 条 (剰余金の配当)	3
	第 2 8 条 (自己株式の取得)	4
	第 2 9 条 (配当金の除斥期間)	4

セキ株式会社定款

第 1 章 総 則

第1条（商号）

当会社は、セキ株式会社と称し、英文ではSEKI CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）和洋紙、板紙の販売業務
- （2）各種印刷、製版、製本並びに紙器加工業務
- （3）新聞印刷業務
- （4）印刷機器、印刷資材の販売業務
- （5）書籍出版販売業務
- （6）通信システム及びコンピュータ等による情報処理並びに情報提供業務
- （7）システム、ソフトウェアの設計、開発、製造、販売、保守及びコンサルティング業務
- （8）企業の販売促進活動の企画業務、並びに広告宣伝に関する企画、立案、制作業務
- （9）不動産の売買、賃貸、管理及び保守並びにその斡旋業務
- （10）事務用機器の販売業務
- （11）美術館の所有及び運営
- （12）カタログ及びインターネットによる通信販売業務、並びにその斡旋業務
- （13）民営職業紹介業
- （14）催事の企画・制作及び運営の業務
- （15）企業再生支援及び業務提携斡旋業務
- （16）人材派遣・紹介・請負に関する業務
- （17）物品の保管、流通加工、組立て、荷造梱包及び運送業務の請負業務
- （18）事務局・コールセンター業務
- （19）酒類の販売業務
- （20）前記各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を愛媛県松山市に置く。

第4条（機関の設置）

当会社は、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1千600万株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

第10条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

第11条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第12条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第13条（決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第16条（員数）

当会社に取り締役12名以内を置く。

第17条（選任）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第18条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第20条（取締役会）

取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

第21条（員数）

当会社に監査役4名以内を置く。

第22条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第23条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第24条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

第25条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 計 算

第26条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第28条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第29条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。